

実務証明責任者について(特例用)

保育施設の区分		実務証明責任者
公立	保育所、認定こども園	各市町村
	幼稚園	各市町村教育委員会
私立	保育所 認定こども園 幼稚園	施設の設置者(理事長等)
認可外保育施設		施設の設置者

※複数の施設における勤務時間を合算する場合は、それぞれの施設ごとに特例の実務に関する証明書を作成してください。